

令和8年9月通常会議

議案第119号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに
環境の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月18日（金）

環境部 廃棄物減量推進課

1. 改正の背景

○条例改正の背景

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）の施行に伴い、関連する条例の改正を行うもの

（令和8年6月19日公布、
公布日から起算して3月以内に政令で定める日に施行）



法律改正により、繰下げが生じる条項を引用している「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」の関連部分について、
所要の整理を行うもの

2. 改正内容

○概要

●条例の改正内容

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）第26条第4項中の**項ずれの整理を行う**

（「第6条の2第3項」を「第6条の2第4項」に改める）

●施行日

公布の日

3. 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに 環境の美化に関する条例 新旧対照表

現 行	改正後（案）
（一般廃棄物の処理） 第26条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。 2及び3 （略） 4 市民又は事業者は、自ら一般廃棄物を処理するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に準じて処理しなければならない。	（一般廃棄物の処理） 第26条 （略） 2及び3 （略） 4 市民又は事業者は、自ら一般廃棄物を処理するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第4項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に準じて処理しなければならない。